

Title	自然災害と地方政府のガバナンス：1997年オーデル川大洪水の事例
Sub Title	
Author	香川, 敏幸(Kagawa, Toshiyuki) 市川, 顕(Ichikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
Publication year	2003
Jtitle	総合政策学ワーキングペーパーシリーズ (Policy and governance working paper series). No.5
JaLC DOI	
Abstract	自然災害は常に人間の安全保障を脅かす。1997年のポーランドにおけるオーデル川の洪水は、ポーランドの自然災害史上未曾有の被害をもたらした。ここで明らかになったことは、国家と地方の調整能力の低さと地方政府の意外なまでの強靱さであった。1998年の地方行政改革を踏まえ、政府はオーデル川の総合復興開発計画としてオーデル2006計画(Odra 2006)を推進している。この計画は、持続可能な発展原則に基づきながら、環境保護・水運促進・洪水管理等を同時並行的に行う大規模な計画である。本稿では、1997年以降の政治・経済の流れの中でオーデル2006計画を捉え、これを概観するとともに、残された諸問題を指摘する。
Notes	21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA76859882-00000005-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自然災害と地方政府のガバナンス

～ 1997 年オーデル川大洪水の事例～

香川敏幸*・市川顕**

2003 年 12 月

21 世紀 COE プログラム

「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

* 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 / 総合政策学部 (kgw@sfc.keio.ac.jp)

** 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科後期博士課程
/ クラクフ経済大学産業・環境政策学科客員研究員

自然災害と地方政府のガバナンス
～ 1997年オーデル川大洪水の事例～

香川敏幸・市川顕

【概要】

自然災害は常に人間の安全保障を脅かす。1997年のポーランドにおけるオーデル川の洪水は、ポーランドの自然災害史上未曾有の被害をもたらした。ここで明らかになったことは、国家と地方の調整能力の低さと地方政府の意外なまでの強靱さであった。1998年の地方行政改革を踏まえ、政府はオーデル川の総合復興開発計画としてオーデル2006計画(Odra 2006)を推進している。この計画は、持続可能な発展原則に基づきながら、環境保護・水運促進・洪水管理等を同時並行的に行う大規模な計画である。本稿では、1997年以降の政治・経済の流れの中でオーデル2006計画を捉え、これを概観するとともに、残された諸問題を指摘する。

キーワード：地方行政改革・環境政策統合・オーデル2006計画

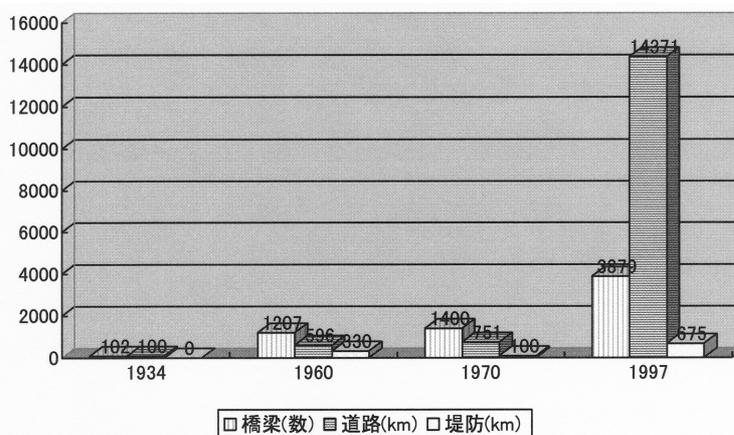
1 本稿の目的

本稿では、人間の安全保障を危険にする数々の脅威のうち自然災害とそのような災害発生時における緊急対応および災害復興に関して中央政府と地方自治体との関係の視点から、地方政府のガバナンスのあり方について考察するために、1997年オーデル川大洪水の事例を扱う。1997年のオーデル川の洪水の問題点として、ポーランドの不十分な地方分権制度を指摘する。つまり、地方自治体の国家に財政的・情動的に依存した体制が、災害時に住民を十分に保護することができない要因につながったことを示す。その上で、1998年のポーランドにおける地方分権化後に制定されたオーデル川の復興開発計画である Odra2006 を取り上げ、今後の課題と問題点を指摘する。

2 1997年オーデル川大洪水

1997年のオーデル川の氾濫は、ポーランドに未曾有の被害をもたらした。この被害の概要は、図1に示したとおりである。過去の洪水時と比べても、このたびの洪水がいかに大きな被害をポーランドに与えたかがわかる。以下第2節では、時系列に沿ったオーデル川洪水の概要、これにともなう国政の混乱と、地域におけるパートナーシップの顕在化を概観する。

図1 洪水被害（過去の洪水時との比較）



出典：Roche (2001) 4.50、4.51

2.1 1997年オーデル川大洪水の概要

1997年7月6日、オーデル川の洪水は始まった。7月7日、ラチブシュ（Raciborz）では数時間の間に205t/平方kmの降水量を記録し、水位は史上最高水位より2-3m高くなり、水流としては過去の最高の水流の2倍となった。7月8日、チェコがオーデル川上流のダムから100立方m/秒の水を放出したことにより、ラチブシュで数千人が避難する事態となる。7月9日現在、250の町・市が被災し、35,000ha以上が冠水、道路7,000km、45の橋が被害に遭い、40,000人が避難する状態となる。7月11

日、オポル（Opole）市は、市の約半分が冠水する。一方クウォツコ（Kłodzko）では水が引き始め、復旧には5年ほどかかる見通しが市関係者から出される。7月13日、ヴロツワフ（Wrocław）の市中心部で、家屋の2階レベルの冠水となる。7月15日、ポーランドの死者は少なくとも36名と発表される。依然27の町と180の村が冠水しており、1,300kmの道路および130の橋が使用不可能な状況となっている。7月20日、イエレニア・グラ（Jelenia Góra）河川が堤防を越えて氾濫。7月21 - 22日には、ヴロツワフが第二波の洪水を受けた。7月22日現在で、ポーランドの死者数は52名を数えた¹⁾²⁾。

2.2 国政の混乱

このような危機的災害の中、本来であれば国政は国民の安全と財産の保護のために積極的な役割を担うべきである。しかし国政は1997年9月21日実施予定の上下院選挙をにらんで混乱する。

7月6日、事態を軽視した首相チモシェヴィチ（Włodzimierz Cimoszewicz）は、今回の洪水被害に関して「保険に入っていない者は、自分の責任である」と発言する。しかし、事態が深刻化した7月8日になると、チモシェヴィチは、カトヴィツェ（Katowice）・オポルなどの被災地を視察、さらには7月9日副内相ソボトカが（Zbigniew Sobotka）「状況は悪化しており、1万戸の住宅が被災し、6,000人が避難している」と発言し政府としてこの事態を危機的事態と捉え始める。7月11日、政府5億PLNを洪水対策として支出することを発表し、ようやく対策に乗り出す。7月13日になると、特別閣議が開催され、政府は下院に中央銀行・海外からの借入にともなう補正予算を提案することを決定する。

以上のような初動対応の遅れと、事態把握能力の欠如が、9月の選挙に影響を与えることを危惧した政府は、次の段階では積極的な危機支援策を提出していく。

7月14日、チモシェヴィチは、ピウアト（Andrzej Piłat）を洪水相に任命し、洪水被害除去の政府活動の着手・調整を命じる。7月16日、政府はポーランド国立銀行（NBP）から50億PLN、世界銀行（World Bank）から3億\$の融資を受ける方針を固め、同日下院はNBPからの借入に関する政府提案を可決する。7月17日、上院で各被災世帯（約6万世帯対象）に3000PLNを援助することに関する法案通過、犠牲者がいる家族には、追加援助を行う。同日、チモシェヴィチは、「（この洪水は）今世紀最大というより、このミレニアム最大の惨事である」とのコメントを発表し、さらに7月21日には6日の自身の発言である、「保険に入っていない者は、自身の責任」との発言を撤回し国民感情に配慮を払った。

一方、9月21日の選挙に向けて各党はそれぞれの思惑を交えての論戦を繰り広げていく。特に連立与党民主左派連合（SLD: Democratic Left Alliance）とポーランド農民党（PSL: Polish Peasant Party）との間では、非常事態宣言をめぐる激しい駆け引きが生じた。

7月18日、国会は政党や労働組合の行動を停止する必要なしに、非常事態宣言ができるよう1983年の非常事態宣言法を修正する。農民の利益を代表するPSLは、被災農民の生活の安定確保が最優先であるとして、非常事態宣言を発令と11月までの選挙の延期を求めた。これに対してチモシェヴィチは、危機的状態に直面しても民主的手法を尊重し、ポーランドが安定した国家であることを示す、

1) 上記の記述はRFE/RL各号およびWarsaw Voice各号の記事によっている。なお、引用が頻繁かつ煩雑になるため、各部分に関する脚注は省略した。

2) 最終的なポーランドにおけるオーデル川洪水犠牲者は54名である。

とし連立相手の要求を退けた。これにより、PSL はチモシェヴィチの不信任決議案まで用意する事態となる。結局この論戦は1ヵ月近くに及んだが、8月26日にSLDが30万トン以上の穀物を被災農民から買い上げることで合意し、PSL はチモシェヴィチに対する不信任案を撤回することとなる³⁾。

上記のような政府の初動対応の遅れと、その後の政治的混乱は、国民の政府に対する信頼を著しく損った。民衆意識調査センター（CBOS : the Public Opinion Research Center）の7月24～30日の調査では、連帯選挙行動（AWS : Solidarity Electoral Action）の支持率は2%上げて23%、SLDの支持率は2%下げて22%、PSLが9%、自由連合（UW : Freedom Union）6%となった⁴⁾。また、洪水被害者のうち43%が政府の対応は「不十分」であると回答し、「普通」の24.6%、「良い」の25.6%を大きく上回っている⁵⁾。

このような、国政の混乱は9月21日の選挙の結果に現れることになる。AWSとFWはかりうじて過半数を獲得し、以後政権を担っていくことになる。

2.3 地方行政改革の必要性

上記のような混乱の原因は、大きく三つの要因に分類することができる。

第一に、国家としての自然災害対策部門の欠如である。当時ポーランドには自然災害対策部署が存在しておらず、中央政府は災害時における弱さを露呈することとなった。政府は経済産業省および社会労働省を中心に洪水省を設立し、被災地に対する支援の調整にあたったが、それまでに数週間が経過していた⁶⁾。このことは、「政府がどこから資金を捻出するか苦慮しているときにはすでに、民間団体を通じた援助はすでに始まっていた」⁷⁾という状況を生み出し、致命的な初動対応の遅れにつながった。

第二に、地方自治体としての独自の情報網の不足である。つまり地方自治体は、危機に対応する手段を持っていなかったのである。たとえばオポル市では、中央政府の警報が不適切であったことにより、1万人以上の住民の避難に影響が生じた。オポル市長レシェク・ポガン（Leszek Pogan）によれば、「水曜日の夜、ラジオではオポルは安全だといっていたのに、これを信じた住民は翌朝家の周りが水であふれている光景を目の当たりにした」⁸⁾と語っている。

また、洪水時の地方自治体間のコミュニケーションの欠如などの問題も指摘されている⁹⁾。

いずれにしても、このたびの洪水で露見したことは、地方自治体が過度に中央政府に情報を依存していたために、情報から孤立してしまうという事態であり、これにより住民の安全と財産の保護に支障をきたしたということである。つまり、この洪水は、ポーランド地方自治体の行政管理上・政治構造の変革の必要性を訴えるものであった¹⁰⁾といえる。

第三は、上記の要因とも関連するが、救助・支援活動における調整能力の欠如である。

3) 以上、RFE/RL各号およびWarsaw Voice各号を参照。

4) RFE/RL (1997.8.5)

5) The Warsaw Voice (1997a)

6) Mikelsons, Chmura & Strumillo-Kudlak (1998) pp.1-2.

7) Sowinska (1997a)

8) Lewandowski (1997b)

9) Association for the Earth ? Green Federation Oswiecim Group (1997)

10) RFE/RL (1997.7.29c)

支援に当たった NGO 関係者からは、「薬品の必要な地方に関する情報を厚生省から得るまでに、3 日間も待ち続けた」¹¹⁾との声が上がった。民間支援も包含した支援のコーディネーション不足が作業の大きな障害となった。

以上のような混乱状況の中、ヴロツワフでは、2,000 人以上のボランティアが洪水から街の歴史的遺産を守った^{12) 13)}。「被災者は、自分の身は自分で守らねばならない状況であり、行政側の調整能力のなさが浮き彫りになった。そのうえで、民衆の連帯が行政の活動に取って代わった」のである¹⁴⁾。

この洪水から以下の三点の教訓が導かれる。

- 1：洪水予防のための近代的システムおよび設備の設置
- 2：地方自治体への明確な職権委譲
- 3：住民の連帯を基礎とした社会の再構築

3 1998 年ポーランドにおける地方行政改革

1997 年の大洪水は、ポーランドの地方行政システムが非効率であることを明らかにした。不明確な職責の分配および職権の重複によって、洪水地域における救助活動は混乱を極めた¹⁵⁾。ここにおいて、地方行政改革の必要性が提起されたのは自然な流れであった。

そもそも地方行政改革に関する議論は、1989 年の体制移行後のポーランドにおいて最も混乱を極めた議論の一つであった。以下 3.1 では 1998 年の地方行政改革に至るまでの議論を概観する。

3.1 1989 ~ 1997 年の地方行政改革

第二次世界大戦後のポーランドの地方行政構造は、17 の地域 (województwa) と 314 の郡 (powiat) と 4315 の市 (gromady) の三層からなっていた。1972 年、この構造はギエルク (Edward Gierek) により初めて変更される。市が領域的に再編成され、その数は 4315 から 2345 に減らされた。さらに 2345 の市は、247 の町 (miasta)、1549 の郊外共同体 (gminy)、572 の小さな町 (miasta-gminy) の三種に区別された。

1975 年、より大きな機構改革が起こる。ポーランドの伝統的な二層ローカル行政システムの上位に位置する 314 の郡が廃止され、これらの有していた機能は、1972 年に再編されていた市に移管された。さらに、17 の地域は、平均 69 万人の 49 の地域に再編された。このような再編の背景には、各地で興隆しつつあった独立を求める動きを抑える目的があったとされる¹⁶⁾。

1989 年の体制転換後も、49 の地域は維持され、中央政府の監督の下で、メゾの行政単位として機

11) Lewandowski (1997b)

12) Lewandowski, Wysocka & Losewicz (1997).

13) Lewandowski (1997b)

14) Urbanski (1997)

15) Glowacki (2002), p.107.

16) Wollmann (1997), pp.468-469.

能した。地域は、ヴォイヴォド (voivod) と呼ばれる中央政府によって任免される国家官僚によって統治される。国家の地域機関としての行動に加えて、ヴォイヴォドは地域行政の長でもある。よって、ヴォイヴォドは中央政府の政策との一致を確保するため地域内の行政の調整を任務とする。グミナ (市町村: gmina) の活動および決定に対するヴォイヴォドの監督は、ポーランドの伝統に根ざしたデュアル・モデルによって導かれる。つまり、地域としての側面と、政府の出張機関としての側面である。ヴォイヴォドによるグミナの監督は、法的には制限されているが、中央政府の委任機関としての立場により、グミナに対する監督の幅が広がる。ヴォイヴォドは中央政府に従わないグミナの決定を覆す権限すら有していた¹⁷⁾。

グミナは、1990年3月16日の「地方政府法 (the Local Government Act of 16 March 1990)」における「グミナの住民は地方自治を構成する」との規定により自治体としての法的地位を獲得し、その数は2375となった。一方1975年にギエレクによって廃止された郡の復活は見送られた。「連帯」が、郡がグミナの自律性を失わせる恐れがあるとして郡の復活に興味を示さなかったことが一因である¹⁸⁾。

グミナの職責は、大まかに分類すると二種類に分類できる。第一にグミナは国家行政によって実施されると規定された作業を除いて、広く住民に対する責務を与えられた。第二に、グミナは国家行政によって委託された責務を行う義務を有する。これを行う際には、グミナはヴォイヴォドによって、その合法性を監督される。

その後1993年にかけての期間において、地方行政改革の議論は、地域の大きさや、地域の政治・行政機能、郡の再導入に移る。スホツカ (Hanna Suchocka) 連立内閣は郡の導入を盛り込んだ地方行政改革を企図したが、連立相手であるPSLはこれに強固に反対した。PSLは、農村地域が郡の境界によって分断されることで、都市有権者が農村有権者よりも有利になることを恐れたのである¹⁹⁾。

1993年10月の議会選挙後、旧共産主義政党のSLDとPSLが圧倒的勝利を収めた。新しい左翼連立内閣は、当初、前任の政府の地方行政改革のイニシアティブにほとんど興味を示さなかった。

しかしながら、地方行政改革の議論は、ポーランドのNATOおよびEUへの加盟にむけた動きの中で再燃する。地方行政の近代化は、これら国際機関加盟における明らかな応募資格とされたからである。1995年末、ポーランド議会は政府機能を段階的にグミナに移管する改革パッケージを承認した。しかし、このような段階的推移は、政治的分権化というよりもむしろ行政の責務に関する分担であったことは強調されるべきである²⁰⁾。

地方行政改革に関しては、左派連立政権内でも議論が分かれていた。SLDは12-14の大きな地域の復興と、郡の再建を望んだが、PSLは49のまま地域と地域自治体の並立を望んだ。同時にPSLは郡の復興に反対した。PSLの立場は強く政治的利益によって支えられており、地域の数はPSLの支持者が地方に固まっていることから、郡については新しい権力構造出現の脅威から反対していた。

以上のような、1997年までのポーランドにおける地方行政改革の流れは、第一に「連帯」と旧共産

17) Ibid., pp.469-470.

18) Ibid., p.470.

19) Kerlin (2001), p.1.

20) Wollmann (1997), p.472.

党系政党間の地方分権を巡る妥協の歴史であり、第二に各政党の政治的利益の最大化をめぐる政争の歴史であったといえる。

3.2 1998年の地方行政改革

ポーランドの1998年以前の地方行政制度では、住民にとって地方自治体と呼べる存在はグミナだけであった。1998年の改革後は、中央政府、16の地域²¹⁾および県²²⁾(voivodship)、373²³⁾の郡²⁴⁾、2489のグミナという三層構造となった。

ポーランドの地方行政改革の行政側からみた目的は、二つに分けることができる。第一に国家行政の責任軽減と職務の近代化、第二に地方自治体の自律的な活動の促進、である。

また、地方行政改革により目指すべき方向を、カルリン²⁵⁾は三点指摘する。

- 1：共産主義以前の状態への回帰：ポーランド新憲法の前文にある“pomocniczosc：補完性原理”の達成
- 2：西欧型分権社会の構築：マーストリヒト条約共通条項A条「政策決定はできるだけ住民に近い行政機関で行われなければならない」の達成
- 3：官僚体制から地方自治への転換：中央政府による官僚的な管理体制を、選挙によって選ばれた地方政府へ転換すること

しかしながら、1998年の地方行政改革も従来同様、政治的利害における妥協の産物となった。1997年の選挙後政権についたAWS・UWの右派二政党は、右派政権の基盤の脆弱性²⁶⁾および次回選挙までに地方行政改革の結果を出すために、地方行政改革を急いだ²⁷⁾。

しかし一方でこの急速な改革路線には大きな抵抗があった。第一の抵抗は県の数めぐって争われた。そもそも1990年代初頭から、専門家の間では12の県を置くことで合意があった²⁸⁾。結局県数は12のまま政府案として国会に提出された。しかし、この政府案には多くの抵抗があった。その理由は三点挙げられる²⁹⁾。

- 1：地方行政改革により職を失う可能性のある者から草の根的抵抗が起こったこと。
- 2：SLDおよびPSLが、地方における支持基盤の侵食・分断につながるのと理由で、12県制に抵抗したこと。
- 3：与党内からでさえ、支持団体などの影響から15～17県がふさわしいとの意見が出されたこと。

21) 地方行政単位：政府の直轄行政単位で、首長(ヴォイヴォド)は政府により指名される。

22) 地方自治体。

23) 308の郡と65の郡の地位を持つ都市の合計。

24) 地方自治体。

25) Kerlin (2001), pp.4-7.

26) 1997年選挙の結果、下院460名のうち、AWSは162議席(35.2%)、UWは47議席(10.2%)で合計45.4%。一方左派SLDは182議席(39.6%)、PSLは26議席(5.7%)で合計45.3%。したがって無所属40議席(8.7%)の動向が重要となった。

27) Kerlin (2001), p.2.

28) この数字の根拠となったのは以下の7要素である。1:EUの構造基金を受ける際に適切な大きさ、2:経済的独立性、3:産業的多様性、4:インフラストラクチャの凝集性、5:文化的同一性、6:学問的中心の存在、7:中心都市の存在。

29) Ibid., p.16.

結局、最終的に県数は16で妥協を見ることになる。

第二の抵抗は、郡の数をめぐる問題である。1998年の地方行政改革の主要な目的の一つは、郡の再構築であった。郡は1795年に以前から存在した地域単位であり、文化的に同一のアイデンティティを有する地域単位である。政府は5-10-50 Formula³⁰⁾により約150の郡を置く予定であったが、特に農村部の影響力低下を恐れたPSLの抵抗にあい、最終的には373と予定の2倍以上の数に膨れ上がった。

これらの妥協の結果、324の地方自治体が増えたことになり、地方自治体の議席の観点から述べると、これにより12,469議席が増加したことになる³¹⁾。また、県や郡の数が増えた結果、経済的に脆弱でスタッフが不足し、十分に効率的な職務が遂行できないなどの問題が浮上している。

3.3 地方行政改革と地域開発政策

上記のように、ポーランドの地方行政改革は、多くの妥協と問題点を抱えている。1998年の地方行政改革により、自然災害は県が、地域開発政策は県および郡が担当することとなった。このことは、地域の開発政策における地方自治体の主体性が高まる可能性を示唆している。

表1 2000年におけるポーランドの県、郡の収入の内訳

	県		郡	
	1000PLN	%	1000PLN	%
自己財源	591902	16.0	992380	7.9
うち法人税	90740	2.5	—	—
所得税	449071	12.1	179655	1.4
資産所得	14600	0.4	338459	2.7
その他	37491	1.0	474267	3.8
目的特定補助金	1712305	46.2	5573785	44.4
一般補助金	1400419	37.8	5988540	47.7
うち教育	424370	11.4	4688938	37.3
道路	748173	20.2	966173	7.7
地域格差是正	227876	6.2	333429	2.7
合計	3704627	100	12554705	100

出典：Glowacki, Wiktor (2002) p.123.

注) 目的特定補助金：中央政府が未だ地方自治体の財政に強力な影響を持つことを示す。

一般補助金：

教育：教育関係費は予算の12.8%を下回ってはならない。文部（Ministry of Education）が予算の1%を取り、残りが各自治体に分配される。

道路：ガソリン税の30%以上は道路の維持・管理に用いられなければならない。このうちの60%が県と郡のための補助金として使われる。しかし、その10%は、1999年1月1日以前のプロジェクトの継続のために財務大臣管轄となり、3.5%はワルシャワ市への特別補助金となる。したがって、残りの86.5%が分配されることになる。

地域格差是正：当該地域の一人当たり課税所得が、1999年における最高指標を下回っている地域に分配される。

しかしながら、現実はそのようには進んでいない。その理由として最も多く指摘される点は、不十分な財政的分権化である（表1参照）。現在の法律上、財政的政策決定は中央政府が握っており、資

30) 郡は少なくとも5以上のグミナからなり、その首府は少なくとも1万人以上の規模であり、郡の規模は少なくとも5万人以上になるようにとした、当初の郡の設置基準。

31) Central Statistical Office (1999)。

金は中央政府から地方自治体に分配される³²⁾制度になっているからである。これにより、地方自治体の主体的な政策決定が妨げられる危険性がある。

また、地方行政改革の導入に当たっての妥協により、地方自治体の数が増え、結果としてそれぞれの地方自治体が弱体化している現状も、地方開発政策策定能力に大きな影響を与えている。

4 Odra2006³³⁾

ポーランドの地方行政改革は、第3節で述べたとおり多くの問題点を抱えている。しかし一方で、補完性原理のもと地方の開発政策は制度的には地方自治体の役割となった。Odra2006は、各県の開発政策³⁴⁾と補完的もしくは一部を包含する形で作成された中央政府管轄の開発計画である。以下第4節では、このような背景を踏まえながら、オーデル川の復興開発計画であるOdra2006について概観し、これに対する問題点を指摘する。

4.1 Odra2006の概要

Odra2006は、2000年5月30日政府承認、2001年8月27日大統領調印に至ったオーデル川の復興開発計画である。現在³⁵⁾はまだ執行の段階ではなく、プレ・フィージビリティ・スタディが終わった段階である。これは、複数の県にまたがるがゆえに、中央政府管轄のプロジェクトとなっている。

Odra2006の最大の特徴は、洪水対策のみならず、社会的・経済的・環境的側面の必要性を統合した、オーデル川流域の水管理システムの確立を目的としたことである³⁶⁾。したがって、このプログラムは環境保護および洪水管理のみならず、オーデル川流域全体の経済活性化も視野に入れている。

オーデル川流域は、多くの汎欧州輸送ルートが交差する輸送インフラの結節点である。また、特にカトヴィツェを中心とするSlaskie県は旧共産主義時代には多くの重化学工業・鉱業・発電の拠点であった。したがって、ポーランドの中でも特に輸送インフラの発達した地域であるといえる。しかし、1989年に始まる体制転換にともなう産業構造の変化や、環境問題の高まりに順応できない企業の存在により、高失業率が続いてきた(表2参照)。

また、ほとんどの県が輸出入の大部分をEU諸国に依存しており、現在の鉄道および道路輸送ではこれから先の輸送需要をまかないきれないとの観点から、輸送ルートとしてのオーデル川の利用が求められてきた。また、輸送インフラの整備にともなって、海外直接投資を呼び込み、地域開発につな

32) Kerlin (2001), p.19.

33) 英語名は The Programme for the Oder 2006.

34) 各 Voivodship の開発政策とその内容は以下のとおりである。

The development strategy for Slaskie Voivodship : ラチブシュ・ダム建設

The Opole Voivodship Development Strategy for the years 2000-2015 : 環境保護・洪水対策

The Dolnoslaskie Voivodship Development Strategy of July 1999 : 環境保護・洪水対策・水路整備・森林回復

The Lubuskie Voivodship Development Strategy : 水路整備・洪水対策・自然環境および天然資源の保護

The Zachodniopomorskie Voivodship Development Strategy : 欧州内陸水運におけるオーデル川河川整備の重要性

35) 筆者が現地調査を行った2002年9月時点。

36) Winter (2001), p.115.

表2 オーデル川流域県のデータ * : 2000年11月30日現在

県名	主要都市	面積 (km2)*	人口 (千人)*	失業者 (千人)*	失業率 (%)*	欧州道路 (E-road)	海外直接投 資受入状況 (1998年)	輸出の地域別 割合(1998年)	輸入の地域別割合 (1998年)
Slaskie	Katowice	12294 (3.9%)	4865.5 (12.6%)	254.5 (9.7%)	12.5%	E75, E40	13.6%	EU 70% CEE 13% 旧ソ連 7%	EU 67% CEE 11% 旧ソ連 7%
Opolskie	Opole	9412 (3.0%)	1088.3 (2.8%)	66.4 (2.5%)	14.7%	E40	1.5%	EU 79% CEE 10% 旧ソ連 7%	EU 67% CEE 11% 旧ソ連 3%
Dolnoslaskie	Wroclaw	19948 (6.4%)	2977.6 (7.7%)	224.2 (8.6%)	17.5%	E36, E40, E65 E67, E261	2.9%	EU 75% CEE 11% 旧ソ連 6%	EU 70% CEE 8% 旧ソ連 2%
Lubuskie	Zielona gora	13984 (4.5%)	1023.5 (2.6%)	86.7 (3.3%)	20.0%	E30, E36, E65	1.0%	EU 88% 旧ソ連 5% CEE 3%	EU 82% CEE 4% 旧ソ連 1%
Zachodnio- pomorskie	Szczecin	22902 (7.3%)	1732.8 (4.5%)	144.4 (5.5%)	19.8%	E65, E28	1.3%	EU 77% 旧ソ連 3% CEE 2%	EU 69% 旧ソ連 6% CEE 3%
POLAND		312685 (100%)	38653.39 (100%)	2613.1 (100%)	14.5%		100%		

げる意図もある。

Odra2006は、2002年から2016年までの間の15年間の長期計画である。このプログラムは、約90億PLN³⁷⁾をかけて行われる予定となっている。図2・3はOdra2006の支出の内訳である。特に廃水処理（主に廃水処理施設の建設）、河川整備（主にオーデル川の水路としての使用のための整備）、洪水管理（主にダム、洪水対策水路の建設）といった、ハードにかかる費用がその大部分を占めていることがわかる。また、年度別支出内訳を見ると、モニタリングシステムの導入および堤防の建設・修復といった喫緊の課題が優先されていることが伺える。

図4・5は、資金拠出元を示している。ここから、プログラムの開始後約5年間は国際金融機関からの借入に多くを頼るが、その後は国家・地方自治体・EUの基金・環境基金からの資金でまかなわれる計画であることがわかる。また、地方自治体の資金の大部分は廃水処理施設建設に、国家の資金は洪水管理と河川整備に重点的に振り分けられている。

Odra2006の作成に尽力したヴィンター氏は、「我々は洪水の再建とともに『近代化：Modernization』を追及している。」³⁸⁾と述べている。当プログラムは、オーデル川流域の発達した輸送インフラを整備し発展させることで、多くの投資を呼び込みたい国家の思惑と、重工業・鉱業などを抱え水質管理政策に頭を悩ませていた地方自治体の思惑を、洪水対策と絡めた流域全体の総合的な開発計画といえる。

4.2 総合復興計画としてのOdra2006

1997年のポーランド新憲法には、『持続可能な発展』原則が明記されており、またいくつかの環境政策^{39) 40)}は国家の全般的な開発戦略を決定する上で『持続可能な発展』を重要な原則の一つとしている。

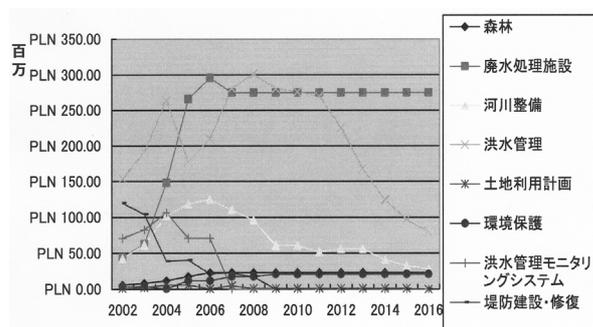
37) 2001年価格。日本円で約3000億円。

38) Winter (2002)

39) 「第二次国家環境政策(2000)」および「ポーランド2025(2000)」では、国家の社会・経済的発展における最重要課題として『持続可能な開発』を位置づけている。

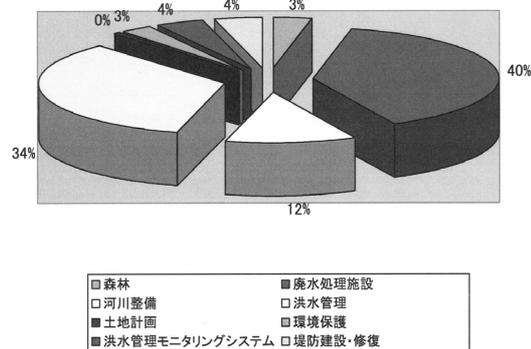
40) ポーランドの環境政策の変遷については、香川(2002a)、香川・市川(2002)、市川(2002)を参照のこと。

図2 The Programme for the Oder2006 の支出計画
(2002 ~ 2016:2001年価格)



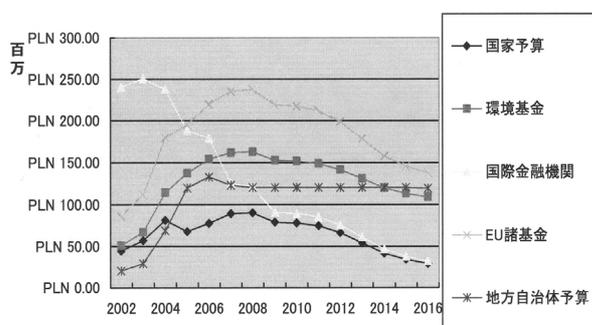
出典：Roche (2001), ANNEX A, Appendix. No.1

図3 The Programme for the Oder 2006 の支出比率



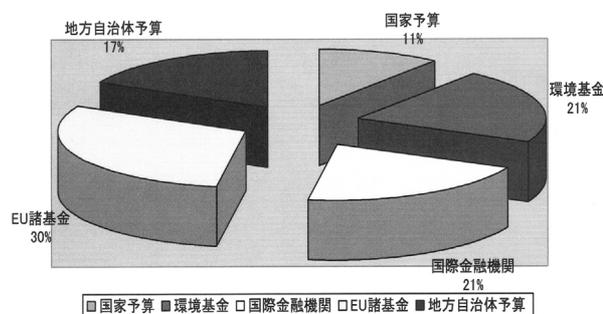
出典：Roche (2001), ANNEX A, Appendix. No.1

図4 The Programme for the Oder 2006 の資金拠出計画
(2002 ~ 2016 : 2001年価格)



出典：Roche (2001), ANNEX A, Appendix. No.2

図5 The Programme for the Oder 2006 出資比率



出典：Roche (2001), 5.18

これにしたいが、Odra2006は環境保護の側面を盛り込んだ7つの分野にまたがる開発政策であるという特色を持つ。

第一の分野は、洪水管理である。ここでは干拓地や貯水池といった洪水防止に関連する貯水所の拡大や、堤防・運河といった現存する洪水防止設備の近代化および拡張が計画されている。

パプラスキ氏は、ポーランドが世界的に見ても最も貯水施設の少ない国の一つであることを指摘し、Odra2006による施設建設によって現在の60立方m/人から600立方m/人までのレベルに引き上げることが目標である、としている⁴¹⁾。同様に、モニタリングシステムや、堤防の建設・修復も洪水対策として重要である。

第二の分野は森林・樹木の環境整備である。ここではオーデル川流域における森林の割合を現在の28%から33%に引き上げることを目標としている。また従来は木材生産の観点から、成長の早いパイン材が多く植樹されてきたが、これらの樹木は環境変化に非常に弱いことが指摘されている。したがって、森林構成の改善も重要な任務となる。

第三の分野は環境保護である。オーデル川流域は旧共産主義時代の重工業・鉱業の中心であったがゆえに、廃水処理が重要な問題となっている。現在、ポーランドにおける廃水処理に関する環境投資

41) Poprawski (2002)

表3 輸送モード別大気汚染物質排出量 (g/tkm)

	CO	CO2	NO _x	SO ₂	粉塵
道路	1.08	115.2	1.99	0.24	0.13
鉄道	0.17	21.2	0.43	0.03	0.02
水運	0.07	15.5	0.04	0.01	0.02

の40%強はオーデル川流域で行われており⁴²⁾、バルト海に注ぐ国際河川の性質からも水質浄化は喫緊の課題である。

第四の分野は内陸水運としてのオーデル川河川整備である。2000年5月、チェコ、ポーランド両政府は、オーデル川とドナウ川を結ぶ運河建設に向けての特別作業部会創設に関する覚書に調印した。この運河が開通すると、オーデル川はチェコ、オーストリア、イタリアといった南方の諸国への輸送路としても重要となる⁴³⁾。つまり、スカンジナビア半島からバルカン半島に至る最短で最も安価⁴⁴⁾な輸送ルートとなる。

また、内陸水運の航路としてのオーデル川の改善により、無煙炭、砂利、セメント、肥料などの巨大貨物およびコンテナ輸送のほか、流域のオペルやフォルクスワーゲンの自動車工場、化学工場などからの輸送を、環境負荷が少ない内陸水運に切り替えることができる⁴⁵⁾(表3)。

現在ポーランドにおける内陸水運の割合は1%未満である。一方、ドイツは22%もある⁴⁶⁾。EU共通運輸政策⁴⁷⁾の目標であるマルチ・モーダルな欧州回廊の建設のためには、ポーランドも内陸水運の割合を上げていく努力を迫られている。

第五の分野は再利用可能エネルギーとしての水力利用の推進である。ポーランド国内の水力電力の割合は2.5%である。今後EUとの協力により2007年には6%、2012年には20%に増やす計画である⁴⁸⁾。ここで想定されているのは大規模な水力発電建設ではなく、小規模な民間の水力発電である。したがって、Odra2006では水力発電に特別な予算はついていない。

第六の分野は、河川・流域における生態系の維持・回復である。ここでは、洪水により大きな被害を受けた陸上および水中の環境システムの再建が目標とされ、さらにオーデル川流域における環境影響評価やモニタリングが行われる。

第七の分野は土地計画であり、洪水被害を最小限にとどめるための土地計画ガイドラインの作成や、その実施に充てられる。パブラフスキ氏は、Odra2006のコストが、1997年の洪水時の被害よりも少ないことを挙げ、コスト・ベネフィットの視点から当プロジェクトの利点を強調する⁴⁹⁾。また、ヴィンター氏は、Odra2006による利益を5点挙げて説明する⁵⁰⁾。

42) Roche (2001), ANNEX B.

43) Winter (2001), p.118.

44) Kwapiszewski (2001), p.34.

45) Winter (2001), p.119.

46) Ibid., p.118.

47) 欧州の共通運輸政策に関しては、香川(2002b)、香川・黒木・市川・末広(2002)、香川・黒木・末広(2001)参照。

48) Poprawski (2002)

49) Poprawski (2002)

50) Winter (2001), pp.121-123.

- 1) 安全性の改善：洪水管理・モニタリングシステム・土地計画による洪水被害の最小化。
- 2) 水質の改善：廃水処理施設の建設による汚染物質の除去。
- 3) 輸送および発電による利益：環境コストの視点から言えば年 1400 万 ~ 4000 万 PLN の節約が見込まれる。
- 4) 社会的利益：洪水対策およびオーデル川の水路化による経済活性化。
- 5) 環境的利益：水質の改善による生物多様性の確保。

5 結論：Odra2006 の問題点と今後の課題

筆者は、さきに第 2 節において、1997 年の洪水の教訓として、第一に洪水予防のための近代的システムおよび設備の建設、第二に地方自治体が主体的に住民を保護できるような明確な職権委譲、第三に住民の連帯を基礎とした社会の再構築、の三点を挙げた。

Odra2006 は、洪水管理とオーデル川の水路化、さらには廃水処理施設の建設まで盛り込んだ総合的な流域復興開発計画である。洪水の復興のみならず、さらなる発展まで視野に入れ、かつ EU 統合後の需要まで見越した計画であることは、一定の評価を与えてよい。

しかし、残されたいくつかの問題も存在する。

第一に、環境政策統合⁵¹⁾の視点からの批判があろう。Odra2006 には、洪水管理設備の建設、今後の水路としてのオーデル川の利用が、オーデル川の自然環境に対する重大な脅威になりうると、NGO などから批判が出されている⁵²⁾。ポーランドでは、2000 年に第二次国家環境政策が策定され、これによると環境政策の原理・方針はすべての分野の政策に超越することになっている。隣国ドイツのエムス川では、ポーランドとは逆に河川の再自然化 (re-naturalization) を行い河川整備で失われた自然の水分保有量を利用した政策が採られている⁵³⁾ことを勘案すれば、政府はこの問題に対する説明責任がある。

第二に、未だ不十分な地方行政への職権委譲を指摘することができよう。パブラフスキ氏が指摘するように、地方自治体が主体的に政策を実施するには、資金不足が否めない⁵⁴⁾。例外的に、地方自治体が主体的に政策を立案し、実施に移されたものとしては、クウォツコの地域モニタリングシステムが挙げられる。これはクウォツコ郡政府が独自に作成した政策に基づくもので、2 年間、約 200 万 PLN のプロジェクトであった。この政策の実施にあたっては、中央政府、国際金融機関からの貸付、クウォツコ郡政府、環境基金などから資金が拠出された⁵⁵⁾。このような地方自治体の主体的な政策立案、施行を円滑に進めるためには、特に財政分野を中心とした地方行政改革の更なる進展が必要であらう⁵⁶⁾。Odra2006 は、2016 年までのプロジェクトであり、地方行政改革の今後の進展に柔軟に対応

51) 環境政策統合については、香川・黒木・市川・末広 (2002) を参照のこと。

52) たとえば Rast, Obrdlik & Gunther-Diringer (2002)

53) Association for the Earth? Green Federation Oswiecim Group (1997)

54) Poprawski (2002)

55) 詳細は、<http://www.lsop.powiat.klodzko.pl> 参照。

することが求められる。

第三に、住民の連帯を基礎とした社会の構築の視点の欠落である。1997年にヴロツワフ市の洪水対策委員長として陣頭指揮にあたったヴェラクサ氏のコメントが印象的である。

「洪水は、避けることのできない問題である。洪水をなくすのではなく、いかにして洪水に備えるのが重要な課題である。これに関しては、民衆から多くのことを学んだ。どのように洪水に備えるのか、洪水が起こったときにどのようにして町を守るのか、などについてである⁵⁷⁾。」

1997年の洪水が、住民と地方自治体、警察、軍、NGOなどの協力によって対処されたことを忘れてはならない。インフラのようなハード面の整備に加え、地域ごとに住民の連帯を支援するシステムといったソフト面の整備も欠かすことができないであろう。

Odra2006と並行して、地方自治体の政策立案力の向上および財政基盤の強化、さらには住民と地方自治体との連携の支援が行われることが、今後の課題といえる。

56) 2001年、政府は地方自治体の自己財源拡大と合併推進のための法案 (Governmental project of the act on incomes of territorial local government) を提出する。これによると、郡は当該地域住民の所得税の5.4%と当該地域の法人税の2%を、県は当該地域住民の所得税の1.7%と当該地域の法人税の1.2%を分配されるとする (現在は郡は当該地域住民の所得税の1%、県は当該地域住民の所得税の1.5%と当該地域の法人税の0.5%)。また、グミナおよび郡で合併したところには、当該地域住民の所得税の1%を5年間追加で分配するとした。しかし、この法案は大幅な国家予算の減少を危惧した大統領により拒否された。したがって、2002年になっても1999 - 2001までの法律 (Act of November 26, 1998 on incomes of territorial local governments in 1999-2001 (Dz. U. 98. 150. 983)) がほとんど修正されることなく適用されている。

57) Weraksa (2002)

参考文献

- 1) 市川顕 (2002) 「1990年代におけるポーランド環境改善に関する分析 - ガバナンス論の視点から」、『SFC JOURNAL』Vol.1、No.1、pp.80-104、2002年。
- 2) 香川敏幸 (2002a) 「中東欧におけるガバナンスと環境問題」、箱木眞澄編 『東欧の経済成長と環境問題 - 日本の経済的・技術的貢献 - 』(平成11-13年度科学研究費補助金〔基盤研究[B][2]〕、研究成果報告書) 2002年、pp.86-102。
- 3) 香川敏幸 (2002b) 「SADEP : 中・東欧における広域インフラ整備をめぐる地域協力」、『国際協力銀行開発金融研究所報』、2002年。
- 4) 香川敏幸・市川顕 (2002) 「中東欧における環境運動～ポーランドを中心として～」、箱木眞澄編 『東欧の経済成長と環境問題 - 日本の経済的・技術的貢献 - 』(平成11-13年度科学研究費補助金〔基盤研究[B][2]〕、研究成果報告書) 2002年、pp.70-85。
- 5) 香川敏幸・黒木英聡・市川顕・末広多親子 (2002) 「欧州における持続可能な発展と共通運輸政策」、『地域経済研究』第13号、pp.53-69、2002年。
- 6) 香川敏幸・黒木英聡・末広多親子 (2001) 「欧州横断ネットワーク構築と欧州経済空間の形成」、『地域経済研究』第12号、pp.121-131、2001年。
- 7) Association for the Earth? Green Federation Oswiecim Group (1997) "The Channels Spill Out!", web document, <http://www.zb.eco.pl/gb/24/flood.htm>, 13.May.2002. Access.
- 8) Central Statistical Office (1999) *Statistical Yearbook of the Republic of Poland* (Warszawa, Główny Urząd Statystyczny) .
- 9) Glowacki, Wiktor (2002) "Regionalization in Poland", in Marcou, Gerard (2002) , pp.104-140.
- 10) Horvath, Tomas M (2000) .ed, *Decentralization: Experiments and Reforms*, (Budapest, Open Society Institute) .
- 11) Kerlin, Janelle (2001) "The Politics of Decentralization in Poland: Influences and Outcomes", Paper presented at the Annual Meeting of the American Political Science Association, San Francisco, August 31.
- 12) Kowalczyk, Andrzej (2000) "Local Government in Poland", in Horvath, Tomas M (2000) , pp.217-254, Available at http://lgi.osi.hu/publications/2000/25/Chapter_5.pdf.
- 13) Kurdusiewicz, Izabela (2002) "Capacity Building in Governance and Public Administration for Sustainable Development - POLAND", <http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/document/un/unpan005156.pdf>, 30. Sep. 2002. Access.
- 14) Kwapiszewski, Andrzej (2001) "By barge to Szczecin", in Przybyszewska, Joanna, Ryszard Karpinski, and Marek Sznajder (2001) , pp.26-37.
- 15) Lewandowski, Piotr (1997b) "Pick Up a Sandbag and Help!", *The Warsaw Voice*, No.30 (457) , 27. July. 1997, web document, <http://www.warsawvoice.pl/v457/News00.html>, 28. May. 2002. Access.

- 16) Lewandowski, Piotr, Monika Wysocka & Anna Losewicz (1997) "Swamped", The Warsaw Voice, No.29 (456) , 20. July. 1997, web document, <http://www.warsawvoice.pl/v456/Dis01.html>, 28. May. 2002. Access.
- 17) Marcou, Gerard (2002) .ed, Regionalization for Development and Accession to the European Union: A Comparative Perspective, (Budapest, Open Society Institute) .
- 18) Mikelsons, Maris, Krzysztof Chmura & Ewa Strumillo-Kudlak (1998) *THE FLOOD AID FAIR IN POLAND? A METHOD TO PROMOTE INFORMATION EXCHANGE*, U.S. Agency of International Development, East European Regional Housing Sector Assistance Project, (Washington DC, The Urban Institute).http://www.usaid.gov/regions/europe_eurasia/dem_gov/local_gov/pdf_docs/639.pdf, 15.May.2002. Access.
- 19) Ministry of Environment (2000) *The Second National Environmental Policy*, (Warsaw, Ministry of Environment) .
- 20) O'Dwyer, Conor (2002) "Civilizing the State Bureaucracy: The Unfulfilled Promise of Public Administration Reform in Poland, Slovakia, and the Czech Republic (1990-2000) ", Berkeley Program in Soviet and Post-Soviet Studies Working Paper Series, (Berkley: University of California, Berkley) . http://ist-socrates.berkeley.edu/~bsp/publications/2002_01-odwy.pdf, 1.Oct.2002. Access.
- 21) Okraszewska, Aldona, Jacek Kwiatkowski (2002) "The State of Democracy in Poland's Gminas", in Soos, Gabor, Gabor Toka, & Glen Wright (2002), pp.181-282, Available at <http://lgi.osi.hu/publications/2002/100/Soos-Poland.pdf> , 3.Oct.2002. Access.
- 22) Przybyszewska, Joanna, Ryszard Karpinski, and Marek Sznajder (2001) eds, *The Oder future of the regions*, (Bydgoszcz, Wydawnictwo Unitex) .
- 23) Rast, Georg, Petr Obrdlik, & Detlef Gunther-Dringer (2002) "Oder-Floodplain-Atlas: a basic tool for flood protection, nature conservation and regional planning", Available at http://www.wwf.pl/publikacja/oder_atlas.doc.
- 24) RFE/RL (1997.7.29c) "Poland/Czech Republic: Floods Pave Way to Reform", Features 29 July 1997, web document, <http://www.rfel.org/features/1997/07/f.ru.970729121817.html>, 31. May. 2002 Access.
- 25) RFE/RL (1997.8.5) "Polish Electoral Preference after Floods", Newslines 5 August 1997, web document, <http://www.rfel.org/newsline/1997/07/050897.asp>, 1. June. 2002 Access.
- 26) Roche (2001) *Programme for the Oder 2006: Pre Feasibility Study*, (Sainte-Fox, Roche) .
- 27) Soos, Gabor, Gabor Toka, & Glen Wright (2002) eds., *State of Local Democracy in Central Europe*, (Budapest, Open Society Institute) .
- 28) Sowinska, Magda (1997a) "From the Editor", The Warsaw Voice, No.29 (456) , 20. July. 1997, web document, <http://www.warsawvoice.pl/v456/index.html>, 28. May. 2002. Access.
- 29) The Warsaw Voice (1997a) "Flood Aid Helps AWS in Polls", No.32 (459) , 10.August.1997, web document, <http://www.warsawvoice.pl/v459/NewsInBrief.html>, 17.May.2002. Access.

- 30) Urbanski, Andrzej (1997) "The Government, the Flood, All the Rest", *The Warsaw Voice*, No.29 (456) , 20. July. 1997, web document, <http://www.warsawvoice.pl/v456/View00.html>, 28. May. 2002. Access.
- 31) Winter, Jan (2001) "Prospects for Economic Development of the Oder Region", in Przybyszewska, Joanna, Ryszard Karpinski, and Marek Sznajder (2001) , pp.112-123.
- 32) Wollmann, Hellmut (1997) "Institution building and decentralization in formerly socialist countries: the case of Poland, Hungary, and East Germany", *Environment and Planning C: Government and Policy*, Vol.15, pp.463-480.

参考 URL

- 1) RFE/RL : <http://www.rfel.org/>
- 2) Warsaw Voice : <http://www.warsawvoice.pl/>

インタビュー

- 1) Winter, Jan (2002), Author ' s Interview at Wroclaw University of Economics, 17. Sep. 2002. ヴィンター氏は首相府洪水被害対策局のディレクター。
- 2) Poprawski, Lech (2002), Author ' s Interview at Lower Silesian Voivodship Office, 18. Sep. 2002. パプロフスキ氏はOdra2006 Dolnoslaskie Voivodship 事務所のディレクター。
- 3) Weraksa (2002), Author ' s Interview at Wroclaw University of Economics, 17. Sep. 2002. ヴェラクサ氏は1997年洪水時の市洪水対策委員長として洪水対策にあたる。

< 資料 >

面談記録 (1)

日時 : 17. Sep. 2002

場所 : Wroclaw University of Economics

先方

名前 : Dr. Eng. Jan Winter

オフィス : Chancelley of the Prime Minister : Office for Flood Damage Recovery

役職 : Director

連絡先 : ul. Chopina 1, 00-559 Warszawa

Phone (+48 22) 694 75 99

(+48 22) 694 72 32

Fax (+48 22) 520 05 07

名前： Mr. Weraksa

オフィス： Department of Environment Protection in City Council

役職： Head

連絡先：

Jan Winter 氏

1997年の洪水後、政府レベルでは日本との協力が始まった。

1997年の洪水は、ポーランドの社会に非常に大きなインパクトを与えた。このような大きな災害が起こったのは、これまでではじめてであったといえる。ポーランド国内の損失額は、350-400万ドルに及び、55名の犠牲者を生んだ。ゆえに、最も劇的な被害であったといえる。現在は16Voivodshipであるが、当時49あったVoivodshipのうち22Voivodshipが被災した。

これに対して、二つの大きな方針が打ち出された。第一は、洪水被害の再建である。第二は、将来起こりうる洪水に対する準備である。中央政府は、国家近代化・再建プログラム（National Programme of Modernization and Reconstruction）を定め、ここでは被災前、被災中、被災後についての戦略が示されている。ここにおいて、最も重要なアクターは、中央政府である。中央政府は、再建における最も重要な役割を担っている。確かに、海外からの支援も重要ではあるが、それよりもまず中央政府の役割が重要である。海外からの支援としては、2億5000万ズウォチが海外から支援された。

インフラを除いた再建から話を進めよう。まず、重要なのは洪水被害を予測するモニタリング・システムである。現在、このモニタリング・システムにより、洪水の予測は可能である。このシステムでは、自動的に河川の水位を観測している。しかしながら、このモニタリング・システムをもってしても、アド・ホックな洪水に対しては、予測不可能なときがある。これは、USAや日本がいかに素晴らしいモニタリング・システムをもってしても自然災害が防げないのと同様である。したがって、モニタリング・システムのみならず、他の方法での予防法を考えなければならない。

そこで、土地計画（Area Planning）が重要となってくる。土地計画は、中央政府の所轄である。洪水後、社会は1997年のような悲惨な状況を再発させないためには、どうしなければならないか、真剣に考える必要がある。しかし、上記のような努力によって、人々が安心して眠れるようになったことは確かである。

1997年の危機は、我々の社会の持つ問題点を浮き彫りにした。しかし、そこで得た教訓を踏まえて、2001年の洪水において、その被害の少なさから、我々の新しい危機管理システムは素晴らしいということが証明された。今年、我々は危機管理に関する実践的な法律を上程している。これの最大の特徴は、誰がこの災害に対して責任を持つか、という点にある。被害の程度が小さいときには、その責任

はグミナの長にある。被害がいくつものグミナにまたがるときには、その責任はヴォイヴォドシツプの長に移る。さらに、被害がいくつものヴォイヴォドシツプにまたがるようになると、その責任は首相に移る。この過程は、被害地域の多少によって、ステップ・バイ・ステップで上に上がって行く。このシステムは、誰がこの災害に責任を持つかを明確化させ、混乱を防ぐためのものである。法律上のシステムが、実際に行われるようにしなければならない。

ODRA2006 は、このような観点に立って実施されようとしているプロジェクトである。これは、単に河川管理の視点のみならず、河川流域社会全体の視点から行われている。したがって、このプログラムは社会全体の管理を含むゆえに、政府プログラムの形をとっており、議会の承認も得ている。

NGO に関する質問は、非常に難しい質問である。NGO には二つのタイプがあると考えられる。第一は、エコロジカル・グループとでも呼べるグループであり、これらのグループとは議論をし、ブレイン・ストーミングをはかる、協力相手として理解できる。第二のグループは、資金得たさのために活動するタイプの NGO である。「反対」だけを叫び、対案を持たず、資金を要求するタイプである。個人的には、第一のグループとは、より積極的に協力していきたいと考えているが、第二のグループは非常に嫌悪している。ポーランドでは、法律上、エコロジカル・グループは関心さえあれば法案作りに関わることができる。

洪水被災後のプロセスについて、政府プログラムの名称が示している通り、我々は洪水の再建とともに「近代化：Modernization」を求めている。洪水後の再建において、ほぼすべての地域は、洪水以前よりも状況が良くなっている。例えば、堤防はより高く、より強力になった。確かなことではないが、グミナの中には、被災してより多くの資金を得ようとするものもあると言われるぐらいである。ヴロツワフが 1997 年にかくも大きな洪水に被災したようには見えないでしょう。しかしながら、ヴロツワフだけで 7 億ズウォチの被害があったのである。これは、ヴロツワフの 1 年分の予算に相当する。しかし、その後の復興において、ヴロツワフは非常に利益を得たといつてよい。

Mr. Weraksa 氏

私は、実際に洪水対策に当たった、洪水対策特別委員会 (Special Committee of Flood) の責任者として、洪水対策の実際面について話をしよう。当時において、この洪水の発生は予見不可能であったと、市長はのべている。この洪水は、カルコノシェ地方に端を發し、この上流地方では二日間に 600mm の降水量を記録した。このような集中豪雨は、以前には起こり得なかった。ヴロツワフにくらべクウオツコは対策をとる時間がなかったがゆえに、ヴロツワフよりも事態は深刻であった。これまでで最大の洪水の時には、660mm の降水量だったのに対して、今回は計 720mm の降水量であった。これゆえ、いったいどのくらいの被害になるのか予想すらつかなかった。これは、94 年に作られた洪水対策指針の想定範囲を超えており、いわばシナリオを超えた洪水であった。

1903 年に起こったヴィスワ川 (Wisla) の洪水により、ポーランドでは洪水対策のシステム・ビルディングが始まった。1930 年に発生した洪水後は、貯水池、洪水用水路、堤防などのインフラが整備された。しかし、このインフラが想定していたのは 625mm までの降水量であり、2000 立方 m/s の水

量であった。しかしながら、実際に1997年には、3400立方m/sの水量があった。つまり、コップに入りきれない量の水が一気にコップに流れ込んだようなもので、したがって水が外に溢れ出すのは自明であったといえる。

この洪水に対して、グミナやポヴィアトといったレベルの政府、多くの一般大衆、軍、消防などが協力して対処した。特に、民衆の果たした役割は、非常に大きい。特にヴロツワフ旧市街を守るために、人々が土嚢を積み上げて堤防代わりとした活動はその典型である。

これに対して、現在洪水対策設備の近代化、新技術の導入が図られている。しかし、堤防は高くすると、かえって水圧に弱くなる性質を持つ。

洪水は、避けることのできない問題である。洪水をなくすのではなく、いかにして洪水に備えるのが重要な課題である。これに関しては、民衆から多くのことを学んだ。どのように洪水に備えるのか、洪水が起こったときにどのようにして町を守るのか、などについてである。

完全に洪水を抑えるのではなく、International Programme for proper space managementのようなプログラムを通じて土地計画から練り直す必要がある。すべての計画が実施されても、97年レベルの降水量があれば、現在でも洪水は発生する。

面談記録(2)

日時 18. Sep. 2002

場所 Lower Silesian Voivodship Office

先方

名前： dr Lech Poprawski

オフィス： Lower Silesian Voivodship Office, pl Powstancow Warszawy 150-951 Wroclaw, Poland

役職： Programme for the Odra 2006, Director of the Office

連絡先： tel +48 71 340 67 66

fax +48 71 343 06 33

e-mail l.poprawski@uwoj.wroc.pl

ODRA2006はすでにポーランド議会を通過しているが、現在まだ執行の段階ではなく、articleの段階である。これは、中央政府管轄のプロジェクトである。当オフィスは、これを踏まえてのLower Silesian Voivodshipである。

一般的に言って、このプログラムは7つの大きな目標を掲げている。

第一は、最も基本的なものであるが、洪水予防である。

第二には、環境保護があげられる。オーデル川全体の水質管理がその目的である。

第三は、洪水により大きな被害を受けた環境システムの再建である。オーデル川流域では、40年間

にわたる社会主義経済により、深刻な環境悪化が見られた。

第四は、森林もしくは樹木の環境整備である。現在、オーデル川流域における森林の割合は、28%である。これをできることなら33%まで引き上げるとというのが目標である。森林面積の拡大のみならず、森林の構成を変化させることも重要な目標である。木材生産の観点から、成長の早い樹木の養育がなされてきたが、これらの樹木は環境変化に非常に弱い。ポーランド、チェコ、ドイツの国境地帯（黒い三角地帯）のパイン材が多く酸性雨被害を蒙ったのは有名な話である。80年代中葉には、当該地域の酸性雨のphは2.5-2.8を記録している。これにより、900万本の樹木に大いなる影響が生じた。80年代中葉には、当該地域のモニタリングに関する国際プログラムが発足し、森林構造の改革が叫ばれるようになった。

第五は、オーデル川の水運の維持である。ポーランドでは水運の割合は非常に低い。鉄道や車だけに頼る現在の運輸システムは限界がある。

第六は、エネルギー源である。ポーランドでは、水力による電力は2.5%であり、EUとの協力によって2007年には6%まで、2012年には20%までに増やす計画である。

第七は、土地計画であり、これによって洪水被害の軽減が可能となる。

これらの目標の多くは、日本の応用地質株式会社の長瀬氏の論文を参考にしている。1997年の洪水では、50億ユーロの被害があった。しかしながら、ODRA2006は、計画全体で30億ユーロのコストしかかからない。この計画資金は、いくつかのセクターに分けられる。中央政府、貸付、EU、地方自治体、民間投資などである。

ポーランドの地方行政はいくつかの層に分かれているが、その中でヴォイヴォドシップは、グミナやポヴィアトなどの地方自治体を監督する立場にある。自然災害からは逃れることができないという前提で、被害を最小限に食い止めるために、International ODRA Protection Committeeが活動している。この委員会には、ポーランド、ドイツ、チェコが参加しており、その委員会はヴロツワフに置かれている。1997年の洪水後、当委員会では水質、洪水対策、GIS等の作業部会が活動を展開している。これらの作業部会のメンバーとの会談は、あなた方にとってとても有益であるでしょう。

ポーランドにおいて、貯水池や洪水用水路の建設は最も重要な問題である。ポーランドは、世界的に見ても最も水利用人工施設の少ない国である。現在60立方m/人の施設しか存在しない。したがって、洪水対策のみならず、施設建設を行うことが目下の重要な課題である。600立方m/人までのレベルに引き上げることが現在の目標である。

オーデル川上流の貯水施設は、97年の洪水以前は5000万立方mしか存在していなかったが、現在1億立方mまで拡大している。

もちろん、ポーランドの経済状況を考えるに、このような貯水施設に対する投資は難しい問題であるが、しかしながらコスト・ベネフィットの視点から考えると、当プロジェクトを進めることにより得る利益のほうが大きいと判断できる。

ODRA2006は、現在フィージビリティ・スタディの段階である。このプロジェクトには1億5000万ユーロがかかっている。われわれは非常に多くの作業を抱えている。例えば、洪水対策水路の近代

化に関して、われわれはそのすべてに対して書類を整備する必要がある。EU加盟に向けて、EUの専門家などと協力を進め、EU基準の遵守を目指している。この動きは、Step by Stepで動いている。特に、われわれが力を入れてきたのが、洪水予測システムである。これは世界銀行の融資の元で行われたプロジェクトで、これには2-300万\$（？）のコストがかかっている。このプロジェクトは、来年までに完了させる必要がある。

しかしながら、全国的な予測システムのみならず、ローカルな予測システムも極めて重要な要素である。とくに、クウォツコのモニタリングシステムは、特筆に価する。このクウォツコのケースはインターネット上で見ることが可能である。アドレスは、<http://www.lsop.powiat.klodzko.pl>。このような、予測システムは非常に有用であるが、常に完全であるとは限らない。

クウォツコのケースにおいては、政策はクウォツコ・ボヴィアト政府が独自に作ったものである。このプロジェクトには、約200万ズウォチがかかっている。費用負担に関しては、中央政府、貸付、クウォツコ政府、環境基金などから拠出されているが、アイデアはクウォツコ政府独自のイニシアティブによっている。このケースはここ2年間のプロジェクトであった。この1年間は、ヴォイヴォドシップ・オフィスがコンサルタントを行っている。ヴォイヴォドシップ・オフィスはボヴィアトやグミナレベルと良い協力関係にあるが、すべての自治体を完全に掌握するには物理的に不可能である。

このようなローカル・イニシアティブの政策を実施するには、地方自治体は資金不足である。

面談記録（3）

Voivodship in Cracow

日時：20. Sep. 2002

先方

名前：Stanislaw Pajor

オフィス：31-510 Krakow, ul. Basztowa 22

役職：Director

連絡先：tel +48 12 616 05 67

Mobile +48 605 952 869

Voivodshipは1990年から12年間、当問題の責任者である。

洪水後の再建は、主にグミナが対応している。民衆への対応などはグミナによって行われている。しかし、一方で資金の問題は、中央政府によって行われる。中央政府は、グミナに比べてより資金が充実しているのがその要因である。地方政府は、被害状況、ニーズなどの対応にあたり、中央政府が海外からの援助も含め、それらに対する支出割合を決定する。

洪水は、近年、特にこの5年間、しばしば発生している。その被害は1997年の洪水よりは地域的

に小規模であるが、被害額は1997年の洪水よりも大きなものになっている。昨年(2001年)の被害額は推定で2億5000万US\$にも上る。この小規模であるが、頻発する洪水の被害は、クラクフが属するマウオポルスカ(Malopolska)地方の181グミナ中158グミナが洪水被害を蒙っている。特に、道路・橋梁をはじめとする運輸インフラ部門の損失が大きい。山間部では、降水がそのまま表面水流となって押し寄せるため、道路のみならず家屋への損害も多い。損失は、小さな河川で多く発生しており、ヴィスワ(Wisla)のような大きな河川で発生しているわけではない。山間部での洪水(Point Floods)は、非常に早く押し寄せるため、モニタリングモニタリングシステムに間に合わないケースがある。その点で、当地方の洪水の特徴は、ヴロツワフ(Wroclaw)のそれとは異なる。

洪水後の再建について、新しい法律を議会で決定した。これは、洪水被害の、特に自然現象に関連した被害額の算定方法を規定するものである。洪水被害が1グミナのみ限定される際には、その救助活動は当該グミナの議長に一任される。

過去5年間に、マウオポルスカ・ヴォイヴォドシップにおいて、5億ズウォチが洪水被害再建に使われ、そのうちの80%が道路再建および河川水量調整に使われた。1997年の洪水後に制定された、国家近代化・再建プログラム(National Programme of Modernization and Reconstruction)は、今年で終了する。マオポルスカ・ヴォイヴォドシップでは、現在までに被害80%は再建された。一方で、ヴロツワフの被害は甚大であったため、再建の度合いはマオポルスカよりも少ない。

当然のことながら、再建においては中央政府やヴォイヴォドシップの役割もさることながら、地方自治体(グミナ)の役割も重要である。再建に当たっては、中央政府は当該プロジェクトの80%を支出し、グミナはその20%(ケースによっては25%)を支出する。これは、EUの資金援助が50%の自己負担分を要求しているのと対照的である。

Voivodship オフィスの仕事は、多岐にわたる。ここでは、グミナの要求を調査し、それに対する資金援助の可否を決定する。資金の援助元としては、国家予算、EU、世界銀行、環境基金(National および Voivodship)がある。特に、環境基金は5~10%をカバーし、補助金のみならず超低利ローンを行っている。その他に、チャリティ・インスティテューションの活動も無視できない。ポーランド赤十字や協会関連機関などからの支援は、食糧・被服・家具などの商品が多く含まれ、洪水後の再建までの期間に必要な物資が贈られる。これらの援助は機動力が高いのが特徴である。

企業も重要な再建の要素である。企業からは、再建のための建設物資、暖房のための石炭など多くの資材が寄付されている。これらの支援は、このオフィスが調整している。また、他の地域からの支援も存在する。

また、昨年からインターネットによるシステムが稼働されており、これにより当該地域が何を必要としているかをリアルタイムで認識できるようになった。これは単に被災状況の情報を流すだけでなく、当該地域のニーズを伝達することができる点で効果的である。また、一方で援助側もどのような資金援助プログラムを提供しているかをインターネット上に掲載することで、援助側・被援助側の情報の統合が図られている。

当オフィスでは、このような情報をもとに、どのように調整をはかるのかについての規則

(regulation) を模索している。環境基金も同様である。環境基金は、インターネット上に大量の情報を持っている。

ポーランドには2つのタイプの救助組織が存在する。第一は、それを専門とする組織であり、ヴォイヴォドシップ、ポヴィアト、グミナの各層に置かれる。現在、洪水のみならず、すべての自然災害に対応する部署を各ヴォイヴォドシップに置く作業を進めている。第二は、ヴォランタリーの組織である。ポーランドではこのような組織が発達しており、各グミナに複数のヴォランタリー組織が置かれている。その数は、各ヴォイヴォドシップに約1000人の規模であり、これらの組織によるサービスは、重要度を増している。

洪水が起こると、各グミナ・オフィスは、被害総額を算定する。その後、グミナの長は、ヴォイヴォドシップにその算定が正確である旨の監査を求める。この監査の作業は、当オフィスで行われる。その後、当オフィスは大臣に対し、当該グミナがどれだけの被害を蒙ったのかに関する被害リストを提出する。これが認められるとグミナは再建のプライオリティを策定しヴォイヴォドシップに提出し、ヴォイヴォドシップはグミナの要求を査定する。これが通ると、大蔵省から資金がヴォイヴォドシップに下りる。

当オフィスの予算は中央政府の予算に含まれている。再建後は、グミナは特別レポートを提出しなければならない。

当オフィスは、EU - PHARE の受け入れに関する責任機関であり（現在60のプロジェクト＝900万ユーロ）、その執行も行っている。PHARE プロジェクトにおいては、その受け入れグミナは月一回のレポートを提出する義務がある。さらに、プロジェクト終了後2カ月の間に、当該プロジェクトによる当該地域発展へのインパクトおよび影響に関するレポートを提出しなければならない。このレポートを提出することにより、当該地域の需要が西側に伝わり、新たな投資を呼び込むことが可能となり当該地域の雇用を増やす。さらに、agritourism などの受け入れが可能となる。

よりよいモニタリングシステムは、カナダのシステムである。カナダのシステムでは、より統合的な情報管理が可能であり、ポーランドはここ2年間でこのモニタリングシステムを整備した。

水質管理（Water Treatment Plan）システムにおいては、グミナレベルの視点ではなく、流域レベルでの視点が重要である。当オフィスでは、流域全体を保護する必要がある。例えば、Raba-River では、水質管理における3グミナによる連合が行われている。一般的に言って、高地に住む人々（High Lander）は経済的に苦しい状態でありながら、水質管理に非常に積極的に取り組んでおり、保護計画を十分に満たしている。

南部のクロス・ボーダー・コーポレーションは、活発である。ポーランドには、スロバキアに端を発する汚水が多々入り込んできており、ユーロリージョンを通じての協力が欠かせない。

表4 2000年におけるポーランドのVoivodship、Powiatの収入の内訳

	Voivodship		Powiat	
	1000PLN	%	1000PLN	%
自己財源	591902	16.0	992380	7.9
うち法人税	90740	2.5	—	—
所得税	449071	12.1	179655	1.4
資産所得	14600	0.4	338459	2.7
その他	37491	1.0	474267	3.8
目的特定補助金	1712305	46.2	5573785	44.4
一般補助金	1400419	37.8	5988540	47.7
うち教育	424370	11.4	4688938	37.3
道路	748173	20.2	966173	7.7
地域格差是正	227876	6.2	333429	2.7
合計	3704627	100	12554705	100

注) 目的特定補助金：中央政府が未だ地方自治体の財政に強力な影響を持つことを示す。

一般補助金：

教育：教育関係費は予算の12.8%を下回ってはならない。文部省（Ministry of Education）が予算の1%を取り、残りが各自自治体に分配される。

道路：ガソリン税の30%以上は道路の維持・管理に用いられなければならない。このうちの60%がvoivodshipとpowiatのための補助金として使われる。しかし、その10%は、1999年1月1日以前のプロジェクトの継続のために財務大臣管轄となり、3.5%はワルシャワ市への特別補助金となる。したがって、残りの86.5%が分配されることになる。

地域格差是正：当該地域の一人当たり課税所得が、1999年における最高指標を下回っている地域に分配される。

表5 1999年1月1日以降における地方自治体の職務分担状況

	Gmina	Powiat	Voivodship	中央政府
1：教育				
保育園	X			
小学校	X			
中等学校	X	X		
技術中等学校		X		
大学			X(職業訓練学校)	X
2：社会福祉				
託児所	X			
幼稚園	X			
老人ホーム	X	X		
特別サービス (ホームレスや被災者)	X	X		
公営住宅	X			
失業		X	X	
3：公共医療サービス				
初等健康管理	X			
健康保護	X	X	X	
病院		X	X	X(大学病院・医療研究センター)
公衆衛生	X	X	X	
麻薬中毒			X	

4：文化・余暇・スポーツ				
劇場	X	X	X	X(国立劇場等)
博物館・美術館	X	X	X	X(国立美術館等)
図書館	X	X	X	X(国立図書館等)
公園	X			
スポーツ	X	X	X	
文化的祭典のための建造物保護	X			
文化遺産保護	X	X	X	
5：公共施設				
上水道	X			
下水道	X			
電気	X			
ガス	X			
セントラル・ヒーティング	X			
電話	X			
6：環境・衛生設備				
ごみ収集	X			
ごみ処理	X			
道路清掃	X			
共同墓地	X			
環境保護	X	X	X	X(国立公園等)
自然災害			X	
7：交通・運輸				
道路	X	X	X	X(国際高速道路等)
照明	X			
公共交通	X			
鉄道				X
8：都市開発				
都市計画	X			
地域計画		X	X	
地域経済発展	X			
観光	X		X	
調査		X		
9：その他				
許認可	X	X	X	
警察	X	X	X	X(国家警察)
消防		X	X	X
民間防衛	X	X	X	X
消費者保護		X	X	

出典：Kowalczyk, Andrzej (2000), pp.250-253.

注) 各地方自治体の職責に関しては、以下の3つの法律が規定している。

1. 1998年6月5日の Voivodship 政府に関する法律 (Act of June 5, 1998 on regional government (Dz. U.98.91. 576))
2. 1998年6月5日の Powiat 政府に関する法律 (Act of June 5, 1998 on district government (Dz. U. 98.91. 576))
3. 1998年6月5日の中央政府の行政機関 voivode に関する法律 (Act of June 5, 1998 on government administration in the region (Dz. U. 98.91. 577))

また、これら三法律において重複している職責を明確に分ける法律としては、以下がある。

- ・ 1998年6月24日の地方行政改革による権限分配改正に関する法律 (Act of July 24, 1998 on the change of some acts regulating the powers of public administration due to the reform of the state(Dz. U. 98. 106. 668))

表6 1997年オーデル川洪水日表

1：被害状況

7.6	オーデル川の洪水開始
7.7	ラチブシュで史上最高の水位および水量を記録
7.8	クウォツコで食料不足
7.9	250の市町が被災、35000ha以上が冠水、道路7000km、45の橋が被害に遭い、40000人が避難する状態
7.11	オボル、市の半分が冠水
7.13	ヴロツワフ、市中心部で2階レベルの冠水
7.15	死者36名、1300kmの道路、130の橋梁が使用不可能
7.20	イエレニア・グラで氾濫
7.21-22	ヴロツワフ、第二波の洪水
7.22	死者52名に

2：国政の混乱

初動対応の遅れと、事態把握能力の欠如	
7.7	事態を軽視した首相チモシェヴィチは、今回の洪水被害に関して「保険に入っていない者は、自分の責任である」と発言。
7.8	深刻な事態に、チモシェヴィチ、カトヴィツェ・オボル等の被災地を視察
7.9	副内相ソボトカが、「状況は悪化しており、1万戸の住宅が被災し、6000人が避難している」と発言。政府、この事態を危機的事態と捉え始める。
7.11	政府5億PLNを洪水対策として支出することを発表。ようやく対策に乗り出す。
7.13	特別閣議開催。政府、下院に中央銀行・海外からの借入に伴う補正予算を提案。
積極的な支援策の提示	
7.14	チモシェヴィチ、ピウアトを洪水相に任命。洪水被害除去の政府活動の着手・調整を命じる。
7.16	政府、ポーランド国立銀行(NBP)から50億PLN(15億\$)、世界銀行(World Bank)から3億\$の融資を受ける方針を固める。 下院はNBPからの借入に関する政府提案を可決。 政府、洪水被害各世帯(約6万世帯対象)に援助金の提供を発表。
7.17	上院、各被災世帯に3000PLNを援助することに関する法案可決。犠牲者がいる家族には、追加援助。 被災者に家屋再建・補修の融資を受給資格付与。被災地域住民、3ヶ月間葉が無料で支給。農民、被災農地1haにつき1トンの小麦もしくは相当の現金が支給。 チモシェヴィチは、「(この洪水は)今世紀最大というより、このミレニアム最大の惨事である」とのコメントを発表。
7.21	6日の「保険に入っていない者は、自身の責任」との発言を撤回し。国民感情に配慮を払う。
選挙をめぐる国政の混乱	
7.18	国会、政党や労働組合の行動を停止する必要なしに、非常事態宣言ができるよう1983年の非常事態宣言法を修正。 PSL(ポーランド農民党)、被災農民の生活の安定確保が最優先であるとして、非常事態宣言を発令と11月までの選挙の延期を求める。 チモシェヴィチ、危機的状態に直面しても民主的手法を尊重し、ポーランドが安定した国家であることを示す、とし連立相手の要求を退ける。 PSLはチモシェヴィチの不信任決議案を用意。
7.24-30	CBOSの調査で、連帯選挙行動(AWS: Solidarity Electoral Action)の支持率は2%上げて23%、SLDの支持率は2%下げて22%、PSLが9%、自由連合(UW: Freedom Union)6%。 洪水被害者のうち43%が政府の対応は「不十分」であると回答し、「普通」の24.6%、「良い」の25.6%を大きく上回る。
8.26	SLD、30万トン以上の穀物を被災農民から買い上げることでPSLと合意。PSL、チモシェヴィチに対する不信任案を撤回。

9. 15	<p>経済相ヴェスラフ・カチマレク、統計局(GUS)が洪水被害額を 150 億 ZI (43 億 \$) と見積もったと発表。</p> <p>チモシェヴィチ、GUS のレポートは地方自治体からのデータを基にしたもので、過剰に損失を計上していることから、信頼性に欠けると発言。</p> <p>政府は 9 月 21 日の選挙を見据えて、洪水被害額を公表しないとの批判。</p>
9. 21	<p>上下院国政選挙→AWS・UW の連立に</p>

既刊「総合政策学ワーキングペーパー」一覧*

番号	著者	論文タイトル	刊行年月
1	小島朋之 岡部光明	総合政策学とは何か	2003年11月
2	Michio Umegaki	Human Security: Some Conceptual Issues for Policy Research	2003年11月
3	藤井多希子 大江守之	東京圏郊外における高齢化と世代交代 高齢者の安定居住に関する基礎的研究	2003年11月
4	森平爽一郎	イベントリスクに対するデリバティブズ契約	2003年11月
5	香川敏幸 市川 顕	自然災害と地方政府のガバナンス ～ 1997年オーデル川大洪水の事例～	2003年12月
6	巖 網林 松崎 彩 嶋原美可子	地域エコシステムのマッピングとエコシステム サービスの評価 地域環境ガバナンスのための GIS ツールの適用	2003年12月
7	早見 均 和気洋子 吉岡完治 小島朋之	瀋陽市康平県における CDM (クリーン・デベロ プメント・メカニズム) の可能性と実践: ヒュー マンセキュリティに向けた日中政策協調の試み	2003年12月
8	白井早由里	欧州の通貨統合と金融・財政政策の収斂 ヒューマンセキュリティと政策対応	2003年12月
9	岡部光明	金融市場の世界的統合と政策 総合政策学の視点から	2003年12月
10	駒井正晶	PFI 事業の事業者選定における価格と質の評価方 法への総合政策学的接近	2003年12月

* 各ワーキングペーパーは、当 COE プログラムのウェブサイトに掲載されており、そこから PDF 形式で全文ダウンロード可能である（但し一部の例外を除く）。ワーキングペーパー冊子版の入手を希望される場合は、電子メールで当プログラムに連絡されたい（coe2-sec@sfc.keio.ac.jp）。また当プログラムに様々なかたちで関係する研究者は、その研究成果を積極的に投稿されることを期待する（原稿ファイルの送信先：coe2-wp@sfc.keio.ac.jp）。なお、論文の執筆ならびに投稿の要領は、当プログラムのウェブサイトに掲載されている。

当プログラムのウェブサイト <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>>

